

## 歯科点数等 Q & A

(医学管理等)

**Q 1** かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所（以下、か強診）でエナメル質初期う蝕に罹患している患者さんに対して管理を行う場合、歯科疾患管理料のエナメル質初期う蝕管理加算により行う必要があるか。

**A 1** 患者の状況に応じて、患者ごとにエナメル質初期う蝕管理加算またはフッ化物歯面塗布処置の「3 エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合」のいずれかを選択して差し支えありません。なお、か強診の施設基準の届出を行う以前にフッ化物歯面塗布処置により管理を行っていた場合については、施設基準の届出後にエナメル質初期う蝕管理加算による管理に移行しても差し支えありません。※歯科点数表の解釈（2022年4月版、社会保険研究所、以下、青本）p291平28.3.31「歯科」問3

**Q 2** フッ化物歯面塗布処置について「1 う蝕多発傾向者の場合」、「2 在宅等療養患者の場合」又は「3 エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合」は併算定できるか。

**A 2** フッ化物歯面塗布処置は1口腔単位での算定となるため、併算定はできません。※青本 p292平28.3.31「歯科」問33